

居宅療養管理指導等のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者がご利用者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	ジェーシーエス調剤薬局（ 県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者）
事業所の所在地	多治見市幸町8丁目58番地の3
指定番号	県指定 2141101259 号
代表者名	酒井 信利
電話番号	0572（27）1912

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、ジェーシーエス調剤薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。 ④。上記③の必要な情報を提供する場合、情報の漏洩等情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じた上で、ネットワークを経由して外部のシステム上に情報を保存し、上記関係者がネットワークを経由してこのシステムにアクセスする方法によって、情報の提供を行うことがあります。 ⑤上記④の外部のシステム上の保存を第三者の者に委託するときは、委託契約において、情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとします

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導等サービス】

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
 - ②利用者の服薬状況、体調変化等の情報をもとに、医師へ定期報告を行うだけでなく、薬の専門家の立場から適切な処方を医師へ提案し、より良い薬物療法につながるよう努めます。
 - ③当事業所の薬剤師が、使用期限切れ等により薬剤を有効かつ安全にご使用いただけないと判断した場合、その薬剤を回収し、処分する場合があります。
 - ④居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者の服用する薬やその薬が生活環境に及ぼす影響等について報告書（居宅療養管理指導報告書）を提出いたします。
 - ⑤サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。
- 注）居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

【居宅療養管理指導サービスの実施期間】

居宅療養管理指導は、医師より訪問指示があり訪問開始した日より起算いたします。
以下の場合を除き、居宅療養管理指導は継続して実施いたします。

- ・利用者や利用者家族又は看護に当たっている方より特段の意思表示があった場合
- ・利用者が介護保険の適用ではなくなった場合
- ・その他、居宅療養管理指導の継続が難しいと判断された場合

※介護認定がある場合、途中で介護度が変わっても継続いたします。

4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員 数	通常の勤務体制
薬剤師	4 名	・ 常勤者（ 2 名） 勤務時間－午前 8 : 45 ～午後 6 : 30 ・ 非常勤者（ 2 名） 勤務時間－午前 9 : 00 ～午後 1 : 00 午後 1 : 00 ～午後 6 : 30
事務員	3 名	・ 常勤者（ 3 名） 勤務時間－午前 8 : 45 ～午後 6 : 30

5. 担当薬剤師

担当薬剤師は、以下の通りです。

担当薬剤師：① 酒井 信利 (主担当)
：②
責 任 者： 酒井 信利

- ①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ②利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。

6. 營業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

- ① 営業日：月～土曜日 休み：日曜日、祝日
- ② 営業時間：月、火、木、金 午前 8：45～午後 6：30
水 午前 8：45～午後 5：00
土 午前 8：45～午後 1：00

※国民の祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）の休業を含め、営業日時は変更することがあります。

7. 緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として、携帯電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。
- ③ 利用者の状態の急変等に伴い、利用者に係る計画的な居宅療養管理指導とは別に、医師の求めにより緊急で訪問薬剤管理指導（在宅患者緊急訪問薬剤管理指導（※））を実施した場合、以下の費用をご負担いただきます。
- ④ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導は公的医療保険の適用となります。

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導として

- ① 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴う場合：500 円（1 割負担）1000 円（2 割負担）
- ② 上記以外の場合：200 円（1 割負担）400 円（2 割負担）
- ③ 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変において、情報通信機器を用いた場合：59 円（1 割負担）118 円（2 割負担）

末期の悪性腫瘍、あるいは注射による麻薬の投与が必要な利用者について、以下の訪問を行った場合は上記①に加算

- ④ 夜間帯（開業時間外で、かつ 6：00～8：00、19：00～22：00）に訪問した場合：400 円（1 割負担）800 円（2 割負担）
- ⑤ 休日（営業日以外）に訪問した場合：600 円（1 割負担）1200 円（2 割負担）
- ⑥ 深夜帯（22：00～翌 6：00）に訪問の場合：1000 円（1 割負担）2000 円（2 割負担）

※情報通信機器を用いた場合、上記④⑤⑥の加算は発生しません。

8. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導サービス提供料として

居宅療養管理指導費

同一建物居住者 1 人の場合：1 回につき 518 円（1 割負担の方）1,036 円（2 割負担）

同一建物居住者 2～9 人の場合：1 回につき 379 円（1 割負担）758 円（2 割負担）

同一建物居住者 10 人以上の場合：1 回につき 342 円（1 割負担）684 円（2 割負担）

・算定する日の間隔は 6 日以上、かつ、月 4 回を限度。

ただし、がん末期及び中心静脈栄養法の対象者は、1 週に 2 回、かつ、月に 8 回を限度。

その他、以下の場合には上記に加算

②医療用麻薬持続性注射療法を行っている場合：

1 回につき 250 円（1 割負担）500 円（2 割負担）

③麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合、但し②が適用されている場合は加算されない

1 回につき 100 円（1 割負担）200 円（2 割負担）

④中心静脈栄養法を行っている場合：

1 回につき 150 円（1 割負担）300 円（2 割負担）

注 1）上記の他、健康保険法に基づき、薬代や薬剤の調整に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注 2）上記の利用料等は厚生労働省告示第 124 号に基づき算定しています。

算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注 3）居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

① 絡先： ジェーシーエス調剤薬局

② 当者名： 酒井 信利

令和 年 月 日

（乙）当事業者は、甲 1 に対する居宅療養管理指導等サービスの提供に当たり、□甲 1、□甲 2 に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

（乙）居宅療養管理指導サービス事業者

主たる事業所所在地

多治見市幸町 8 丁目 58 番地の 3

名称 ジェーシーエス調剤薬局

印

説明者 酒井 信利

印

（甲）私は、重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

（甲 1）利用者 住 所

氏 名

印

（甲 2）利用者代理 住 所

氏 名

印